

令和4年度

第386回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年度第386回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。11番 仲泊元輝委員、13番 高宮城実一郎委員、欠席の連絡が入っております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、5番 島袋貴委員、9番 又吉彩子委員、お願いします。</p> <p>事前現地調査委員、4番 仲宗根光夫委員、7番 宮城徳重委員、そして14番 池宮城盛基委員、報告者、7番 宮城徳重委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、座って議事を進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号14番 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号14番を読み上げて説明。</p> <p>ご精査のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>現地調査委員、4番 仲宗根光夫委員、7番 宮城徳重委員、14番 池宮城盛基委員の3名で行っておりますので、調査報告を7番 宮城徳重委員よりお願いいたします。</p>
7番	<p>報告します。1月24日火曜日、午後1時から午後3時まで4番 仲宗根光夫委員と14番 池宮城盛基委員と私、7番 宮城徳重、3名で行っております。また事務局からは上地副技幹、与那嶺主査の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲宗根光夫委員、池宮城盛基委員、よろしくお願いたします。</p> <p>それではご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号14番、見取図の1ページになります。申請地の池原●丁目●●●●番は、沖縄電力、栄野比変電所の東に位置し、現況は畑でございました。隣にハウスもございます。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても、現在の経営地1,298㎡に今回の申請地99㎡で、計1,387㎡となっており、沖縄市の下限面積の10a(1,000㎡)を満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはらっきょうの栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p>

	<p>それでは議案第1号 受付番号14番について、委員の意見を求めます。どうぞ、何かご意見がございましたら。なければ進行したいと思いますけれども、進行してもよろしいですか。</p>
議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号14番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議ありませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。議案第1号、受付番号14番、農地法第3条の規定による許可申請について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成。許可といたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、受付番号15番から17番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号15番から17番を読み上げて説明。</p> <p>ご精査のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号についても現地調査されておりますので、7番 宮城徳重委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
7番	<p>報告いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号15番、見取図の2ページになります。申請地は、市立美里小学校の南西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第二種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号16番、見取図の3ページになります。申請地は、沖縄市上下水道局の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号17番、見取図の4ページになります。申請地は、与儀公民館の北西に位置し、現況は畑でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。以上です。</p>

議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号15番から17番について委員の意見を求めます。どうぞ、1番 仲宗根正人委員。</p>
1番	<p>受付番号17番、見取り図の中できれいな四角ではなく残っている部分があるかと思います。現地調査の資料を見ますと、バナナが生えているところが残っているような気がするのですが、ここは転用されないということによろしいですか。</p>
事務局	<p>こちらは11月に一回農地転用の申請がされているんですけども、県から敷地が建物を建てるには大き過ぎるという指示が出ています。今見直しをするということで、今回出されているんですけど、四角にくくり抜かれているところは、そのまま畑として残すということで、今回また出されています。</p>
1番	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>どうぞ、議案第2号の受付番号15番、16番、17番です。</p> <p>しばらく休憩いたします。</p>
議長	<p>(一 休 憩 一)</p> <p>再開いたします。</p>
議長	<p>「進行」の声あり</p> <p>進行の声が上がっております。進行してもよろしいですか。</p>
議長	<p>「はい」の声あり</p> <p>進行いたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号15番から17番を許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
議長	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしの声。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号15番から17番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員が賛成。議案第2号、受付番号15番から17番については許可相当といたします。</p> <p>議案第3号、受付番号87番から92番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書3ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>受付番号87番から92番を読み上げて説明。</p> <p>ご精査のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号についても現地調査されておりますので、7番 宮城徳重委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
7番	<p>報告いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号87番、見取図の5ページになります。申請地は、市立宮里中学校の南西に位置し、現況は住宅のある宅地でした。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号88番、見取図の6ページになります。申請地は、高原公民館の西に位置し、現況は雑木が繁茂した耕作放棄地になっています。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号89番、見取図の7ページになります。申請地は、市立美里中学校の北西に位置し、現況は住宅と遊休地になっております。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号90番、見取図の8ページになります。申請地は、登川公民館の南に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号91番、見取図の9ページになります。申請地は、美池自動車学校の北東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、上下水道が、埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号92番、見取図の10ページになります。申請地は、農民研修センターの北西に位置し、現況は遊休地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号87番から92番について委員の意見を求め</p>

	ます。はい、2番 島袋孝栄委員。
2番	90番が現況は畑という判断なんですけれども、これは採草地で判断しましたか？
7番	こっちはほうはすぐ、耕せば畑にできる状況がまだ継続していたもので、以前までは畑として使っていた形跡がありましたので、そういうことで畑としています。
4番	少し付け加えますと、以前らっきょう畑がありました。3か年、4か年ぐらい連続で、らっきょうを植えられているところです。らっきょう掘って耕した後だと思っただけけれども、そのような状態で、すぐにでも畑ができるというところではあったんですけれども、そういうことです。
議長	2番委員、よろしいですか。
2番	はい。
議長	ありがとうございます。ほかにありましたら、どうぞ。はい、1番 仲宗根正人委員。
1番	受付番号92番、資材置場に置かれている資材と、あと同時使用する予定の山林●●●●—●の場所も分かりましたら教えていただきたいです。
事務局	こちらの資材置場に置く資材として、建築業に使う単管パイプとか、メッシュシート、型枠とか、そういったのを置く予定になっています。山林の場所なんですけど、北側の上の線にぎりぎりのところで、道路側、斜め線が入っているところがいっぱいあると思うんです。一部進入路として使う予定です。
1番	写真で見たら車が止まっているところですね。
事務局	車が止まっているところは以前、農地転用をしているところなんです。それのさらに上のほうです。北側のほうです。
議長	1番委員、よろしいですか。
1番	はい。
議長	ありがとうございます。3号議案です。ご意見等がありましたら、どうぞ。
推進委員	議長、しばらく休憩をお願いします。


議長	しばらく休憩いたします。 (一 休 憩 一)
議長	再開いたします。
事務局	事務局より訂正をいたします。受付番号92番、権利の部で、賃貸借が永年となっておりますが、1年契約でございます。以上です。
9番	材料置き場として1年使うということですよ。
事務局	そうですね、賃貸借なので双方の異論がなければそのまま自動更新になったりします。
9番	休憩をお願いします。
議長	しばらく休憩いたします。 (一 休 憩 一)
議長	再開いたします。
事務局	更新の件については、先ほど言いましたとおり、双方で協議の上、契約を更新していくという形を取っています。
9番	はい、分かりました。ありがとうございます。 「進行」の声あり
議長	進行の声がありますけど、進行してもよろしいですか。 「はい」の声あり
議長	進行いたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号87番から92番まで許可相当とすることに異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号87番から92番までは許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。


議長	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全員が賛成。議案第3号、受付番号87番から92番について許可相当といたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について。</p> <p>ご精査のほどよろしく願いいたします。</p>
議長 7番	<p>それでは現地調査の報告を7番 宮城徳重委員、お願いいたします。</p> <p>ご報告いたします。</p> <p>議案第4号について読み上げます。見取図の11ページになります。申請地は、沖縄税務署の南に位置し、現況はビルと駐車場でした。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第2土地区画整理地内にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>それでは委員の意見を求めます。</p> <p>議案第4号について適格等証明相当とすることに異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長	<p>異議なしの声。買受適格であることを証明相当とするに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成でありますので、証明相当といたします。</p> <p>議決を読み上げます。議案第4号 農地法第5条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願出書に対する意見について、買受適格証明の交付を受け、買受になり、農地法第4条、第5条の許可申請を提出したとき、証明交付時と変更がない場合は証明交付時の意見を付して進達してよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第1号から第4号までのご審議、大変お疲れさまでございました。</p>


議案第1号から第4号までのご審議、大変お疲れさまでございました。
これもちまして、令和4年度第386回総会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和5年1月27日

会 長 池田 誠 蔵 

議 長 池田 誠 蔵 

5 番 島 袋 貴 

9 番 又 吉 彩 子 